

旭川市

IT・デザイン関連企業 進出支援補助金

市内に事業所を新設するIT・デザイン関連企業に対して、経費の一部を支援します。

対象業種	IT・デザイン関連企業 ● 情報サービス業(ソフトウェア業, 情報処理・提供サービス業) ● インターネット附随サービス業 ● デザイン業 ● 映像・ビデオ制作業, アニメーション制作業, 広告制作業 (ただし, 専ら情報通信技術を利用する方法により行う事業に限る) ● データセンター業, インターネットサービスプロバイダ業 ● その他, 情報通信技術やデザインの活用により補助金の目的に資する業		
補助要件	● 市外において1年以上の事業実績を有すること ● 事業所を市内に有していない者で, 新たに事業所を市内に開設し, 継続的に運営する者であること ● 事業所の常用雇用者※1が2人以上であること ● 事業開始日が事業所の賃貸借契約日等から6か月以内であること		
補助対象	事業所賃借料※2の 2分の1	通信回線使用料※3の 10分の10	市内データセンターが提供 するサービス利用料の 10分の10
補助限度額	月額10万円	月額10万円	月額3万円
補助期間	最大36か月		
必要書類	指定申請書, 法人の登記事項証明書及び定款, 最新の決算書, 事業計画書, 市税等の納付が確認できる書類, 常用雇用者の雇用を明らかにする書類, 事業所の賃貸借契約書等の写し など		

※1 旭川市民であり, 雇用保険, 健康保険, 厚生年金保険の被保険者であること

ただし役員等が, 事業所の業務に従事するために市内に住所を有した場合は1人に含める。

※2 敷金, 礼金, 保証金, 権利金, 不動産仲介手数料, 消費税その他これらに類する諸経費は除く。

※3 電話料金, インターネット接続費, プロバイダー利用料など, 通信回線を利用して事業を行う

ために必要な経費。回線工事費や機器等の購入費, 消費税その他これらに類する諸経費は除く。

◆上記以外にも要件があります。

詳しくはお問い合わせいただくか, ホームページをご覧ください。

お問合せ
申込受付

旭川市 経済部 企業立地課 ☎0166-25-9172
〒070-8525 北海道旭川市7条通10丁目 第二庁舎2階
kigyoritchi@city.asahikawa.lg.jp

